

平成15年度第6回

公 共 事 業 等 審 査 会
会 議 録

パ レ ス 神 戸 大 会 議 室

平成15年9月19日

公共事業等審査会 事務局

(兵庫県県土整備部県土企画局課長(技術企画担当))

公共事業等審査会（平成得15年度第6回）会議録

1 開 会

2 平成15年度第6回公共事業等審査会

(1) 議案 - 1 公共事業等審査会審査結果の協議

委 員

7番の の播磨中央公園ですが、「しかしながら」のところで、「しかしながら」から始まって2行目です。「改めて県民の了承が必要であると考えられる」と書いてあるんですが、これは具体的には議会ですか。具体的にどういうことを指しているのかちょっとわからなかったので、教えていただきたいんですが。

委 員

実は私もそこを質問しようと思っていたんですが、これから予算を毎年積み上げていかれるわけですから、やはり最終的には県議会も必要でしょうね。だから、もし必要ならば、「改めて県民、県議会の了承が必要であると考えられる」という方がはっきりしていると思うんです。委員が言われたのは、多分そういうことだろうと思います。私も、そういうことで前回申し上げたと思います。

会 長

予算のことです。当然県会での議論になるとは思いますけれども、じゃあ県会でもう一回議論し直せとはっきり書くのもどうかという点もございまして、ぼけたような、あるいはうまくぼかしていないような点があるかと思います。何か文章をこのように直したらどうかというご意見はございませんでしょうか。

事務局

県議会ということですが、先ほど会長が言われましたように既に執行いたしておりまして、今後の反省としてこうさせていただきたい。それと、播磨中央公園につきましては、ことし、半数ぐらい利用者あるいは地元住民を入れた参画と協働の場としての管理運営協議会を設立したいと考えております。その中でもこれらについてのご意見をいただいて、次に反映させていきたいと考えております。

会 長

意のあるところはわかっていただけたと思いますが、事務局に關係部局にこういう意味なんだということを説明していただくということでよろしゅうございますでしょうか。これは何のことだという質問が来た場合に、こういうことなんだということで。それでよろしゅうございますでしょうか。

もしよろしければ、これは、そういうことだということで事務局の方で対応していただくことにいたしまして、ほかにご意見はございませんでしょうか。

委 員

全体の文章は、私はこれで余り異議はないんですが、継続という結論を出すときに、文章として、課でつくられた原案がそれぞれ違うのか知りませんが、「継続」という結び方と「事業継続」という結び方があります。これは、多分原案を作成されたのがそれぞれ違う部局の方だろうから違う表現になっていると思うんですが、審査結果については表現を統一していただいた方が読みやすいと思いますので、そこだけです。

会 長

「継続」に直したつもりですが、確かにご指摘のとおり、街路事業のところは「事業継続」になって直っておりません。これは、全部、「事業継続」ではなくて、「継続」という原案は妥当であるというふうに改めさせていただきます。

ほかにごございませんでしょうか。では、これにつけます前文に当たる審査の全体の雰囲気とか、あるいは今ご指摘いただきました文章の細かいところにつきましては、最終の審査会において改めてご承認をいただくことにして、これを骨子にしまして次へ進んでいきたいと思ひます。よろしゅうございますでしょうか。

(意義なしの声あり)

(2) 事務局より報告事項

事務局

前回9月4日の第5回審査会でご質問をいただきました項目について、ご説明申し上げます。

お手元に配付しております「第6回公共事業等審査会 追加資料」をごらんくださいこの資料に基づき、説明してまいりたいと思います。

なお、これとは別に、投資事業評価調書を配付させてもらっております。これにつきましては、前回の会議で、評価調書の記入方法で、間接的な便益や森林整備に伴う環境整備効果、防災面等を必要性の中に入れて記入してはどうかというご指導をいただきましたので、訂正した調書もお手元に配付させていただいております。よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、追加資料について説明させていただきたいと思います。

前回、9項目について質問をいただきました。それについて、一部口頭で説明したのものもあるわけですが、今回、まとめまして、全部文書にして作成しておりますので、1番から順番に説明したいと思います。

まず、1点目ではありますが、兵庫県の森林・林業施策に関して、公共事業のあり方を含め、推進方針を説明してもらいたいということです。「質問」と書いた1ページをごらんください。

まず、森林・林業施策の推進方針ではありますが、県土面積の67%を占める森林は、木材、キノコなどの林産物の供給を初め、山地災害の防止、水源のかん養、保健休養の場の提供、快適な生活環境の創出など、多様な公益的機能を発揮することによって、社会経済及び県民生活の維持、向上に大きく貢献しております。また、最近では、二酸化炭素の吸収・貯蔵源としての地球温暖化防止を初めとする地球環境保全への寄与が改めて評価されております。これらのさまざまな働きを将来に渡って継続して発揮させるよう、適切な管理を行うことが求められております。森林の多様で健全な育成、保全に努めるとともに、人と環境に優しい木材の利用を一層拡大するなど、林道整備を初め必要な公共事業の導入を図ることにより、次の各施策を積極的に推進しております。

下の方に、1番から6番まで、公共事業を初めとする施策を記入しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、2点目の質問ではありますが、地域別の林道整備率、林業における林業従事者数と高齢化率の推移を説明してもらいたいということでございました。質問をごらんください。

カラーのページがついておりますが、これが平成元年から14年までの路網・

林道プラス作業道の整備率です。このように、徐々に整備率は上がってきております。ちなみに、平成14年度のトータル延長数は 3,405kmであります。それから、下の方に、黄色の三角で林道密度、青の丸で林道プラス作業道密度を記入しております。この密度と申しますのは、兵庫県のある森林 1 haあたりどのくらいのメートル数が入っているかということであり、例えば、黄色のグラフの林道密度で申し上げますと、平成14年度末で、兵庫県の森林面積 1 haに対する林道の延長は 9 mであります。それから、上の青のグラフは林道プラス作業道の密度であります、平成14年度末で、ヘクタールあたり 4 mであります。これが路網の整備率です。

次の3ページには、前回再評価時、今回の各県民局別の路網密度の推移を掲示してあります。それから、引き続きまして、各路線を対象とした現在の路網密度を記入しております。また、4ページであります、市町別の林道プラス作業道密度を記入しております。

5ページであります、林業労働者数の高齢化率であります。林業の場合、高齢化率といいますが、60歳以上の方を対象としております。上に折れ線グラフが入っております、平成13年度で高齢化率は53%であります。それから、林業労働者数と森林組合作業班員の員数であります、ブルーの棒グラフが林業の労働者数で、ちなみに平成13年度では 1,452名になっております。また、森林組合作業班員数、これは労働者の中でも森林組合で働いている人の数であります、平成13年度は 839名になっております。

次に、折り畳んで地図を挟んでありますが、これは、地域別に林道密度、作業道密度、林内公道密度、林業賃労働者数、高齢化率を全部一覧表にしたものであります。例えば、林業労働者数であれば、西播、但馬の方は相当な人数がいるということがうかがえますけれども、高齢化率については、この表を見る限り、特にこの高齢化率が高いということは言えないと思っております。作業員の方が1人で、その方が60歳以上であると、高齢化率は 100%になってしまいますので、この高齢化率では判断は難しいかと思っております。

6ページにつきましては、管内別、市町別の労働者数を示したものであります。7ページから、各地区別の労働者数の推移を示した表がつけてあります。この表は、見にくくなっておりますけれども、年度によって統計での年齢区分変更

があったりしますので、例えば7ページの最初の神戸、阪神管内では、平成5年、6年、7年に調べた年齢区分、平成8年での年齢区分、9年、10年、11年、12年、13年に調べた年齢区分が全部異なっておりまして、若干このような見にくい表になっております。管内別に14ページまでこの表をつけておりますので、またごらんいただきたいと思います。

それから、質問事項の3点目ではありますが、林道整備に附帯して、林業従事者数の減少、後継者不足の解消に向けたプラスの方策を説明してもらいたいというご質問がありました。これについては、15ページに、林業労働力確保に係る施策一覧ということで、現在県の方で実施しております施策を一覧表にしております。例えば、新規就労の希望者に対しましては緑の雇用担い手育成対策、これは国の執行を受けまして県が委託でやっているわけですが、OJTを主にした研修をするという事業内容であります。あと、このような施策が講じられておりますので、またごらんいただきたいと思います。

質問の4点目ではありますが、事業種目別ごとの費用負担割合について説明してもらいたいということでありました。

これについては、16ページの表ではありますが、前回、3路線について説明させていただきました。それは、この表の最後にありますように、国費が50%、県費が1%、市町負担が49%ということで、市町営という関係でこのような負担割合になっておりますが、今回説明させていただく11路線に関しましては、オール県営の事業であります。

それにつきましては、例えば国庫補助事業で申し上げますと、森林基幹道では、これは利用面積が非常に大きく、複数の市町にまたがって実施されるものであります。国庫補助が50、県費が40、市町負担が10のものと、一部国有林を挟むものについては、国有林の方からも負担いただきますので、国費50、県費40、市町が8、国の機関であります森林管理局から2という割合をいただくことになっております。それから、森林管理道としては、これは過疎代行法に基づく県営の林道でありまして、国費50、県費50で実施しております。

それから、県単独事業がありますが、これは、ふるさと林道緊急整備事業という起債の制度がありまして、それを利用してやっている林道であります。これは、交付金での還付がありますので、国の補助はありませんで、森林基幹道であ

れば、県が80、市町が20という割合で実施しております。この80、20という割合につきましては、先ほどの森林基幹道で県費が40のときに市町負担が10という割合で市町負担を求めておりましたので、それに伴って、県費が80であれば市町は20を求めようということで、このような割合になっております。これにつきましては、国有林を挟む場合には、同じく80、16、営林局4という負担割合でやっております。過疎代行法に基づくものにつきましては、ふるさと林道緊急整備事業等制度で県費100で実施しております。

ただし、林道につきましては、後で表が出てまいりますが、同じ路線を国庫補助、県単独を併用してやっておりますので、それについておのおの負担割合を2段書きで記載させてもらっております。

質問の5点目ではありますが、林道整備によって利用可能になった県内の特産や名勝地等を説明していただきたいというご質問でありました。これにつきましては、17ページ以降、例えば過去やった林道で、林道をアクセス道としてどのような施設が利用されているかということについて記載しております。太字で書いてあります路線につきましては、今回の評価対象路線になっている分です。17ページ、18ページはアクセス道路としての利用について、19ページは林道を利用したイベント等を記載しております。20ページにつきましては、集落間の連絡道で、林道利用とあわせて生活道としても利用されている林道を一覧表にしてありますので、ごらんいただきたいと思っております。

質問の6点目ではありますが、林道規格による幅員の違い等について説明してもらいたいというご質問でありました。21ページではありますが、林道の規格、構造については、林道の種類ごとに1級、2級、3級という規格で実施しております。例えば、今日説明させていただきます森林基幹道につきましては、1級ということで実施しております。車線は、兵庫県の場合、この評価に上がっている林道につきましては、全部1車線であります。1級、2級、3級の一番大きな違いと申しますのは、自動車の走る設計速度が異なっております。この設計速度によって、車道幅員や路肩幅員が変わっておりますし、道の曲線半径、縦断勾配が変わったりしております。これが林道の規格、構造であります。

7点目の質問は、残事業量と完了見込み年度の関係を整理して説明してもらいたいということでありましたが、これにつきましては、各具体的調書のところ

で説明申し上げたいと思いますので、今回、ここには記入しておりません。

8番目ではありますが、過去の林道整備の林業振興に対する効果を説明してもらいたいということでもあります。22ページではありますが、林業振興に対する林道の効果として5点記載しております。当然のことではありますが、林道を利用することによって、通勤時間が短縮される、森林施業場所に行く時間が非常に短くできることが一点あります。それから、恒久的な路網整備により、持続可能な森林管理が可能である。林道沿線につきましては、森林施業の率が非常に増加することが一般的に言われております。また、高齢化が進んでおりますが、作業をするに当たり、高性能林業機械に対応した効率的な森林施業が可能となります。地球温暖化防止対策としても、間伐など森林整備面積が増加していくということがあります。

23ページをごらんいただきたいと思います。例えば、素材生産における木の集め方の差ではありますが、平成2年は架線で切った木を集材することが多かったのが、この割合がだんだん減ってきておりまして、平成6年から高性能林業機械が導入され、森林施業が多く実施されるという現状になっております。このようなことから、林道がなければ高性能機械は山に入れられないわけですから、これは林道の効果によるものだと考えております。

24ページではありますが、間伐の実施をヘクターで記載しております。平成13年度は6,308haであります。これは、平成10年からは若干減少しておりますけれども、14年から兵庫県の方では公費負担100%で間伐等を進めておりますので、平成14年、15年については大幅に面積がふえてくるものと考えております。

25ページにつきましては、高性能機械を利用した作業状況を添付しております。

9点目ではありますが、林道整備におけるB/Cの考え方を説明していただきたいということでありました。これにつきましては、前回、口頭でも説明させていただいたと思うわけですが、今回、改めて考え方について説明したいと思えます。26ページをごらんいただきたいと思います。

林道整備事業におけるB/Cの考え方ではありますが、林道整備事業で計上する便益は、水源かん養、山地保全や環境保全などの便益があります。これらの便益は、林野庁の定めた「林野公共事業における事前評価マニュアル」により算出しております。林道の整備により森林が整備され、その整備が実施される前後の

森林状況の違いを推計し、算出しております。

費用便益・ B / C を算出するには、これらの便益の評価額を換算しなければなりません。例えば、山地を保全する便益のうち土砂の流出を保全する便益をとりますと、林道整備では代替法を使用しているため、便益を評価額に換算する方法として次のような手法で行っております。森林整備を実施する場合としない場合の流出土砂量の差を推計し、この土砂量を保全するために必要となる砂防ダムの建設コストをもって土砂流出防止便益の評価額としております。これは一例であります。

それから、便益の評価額の算出は、林道をつけるだけではできません。例えば、林道に加えて、造林事業などの森林整備が実施されて初めて便益が生まれますので、 B / C を算出する上では、林道整備と森林整備の便益を案分する必要があることから、算出される評価額のうち林道整備の便益として2分の1を計上することとしております。

以上のように、 B / C の考え方については、林野庁が定めた事前評価マニュアルで評価したもので、これについては具体的な地域を特定して算出したものではありません。前回も申し上げたわけですが、森林の機能については、地形、地質などさまざまな要件によって変化するものでありますので、森林整備によってダムが不要とかの判断につながるものではないと考えております。

以上、前回の質問に対する回答とさせていただきます。

会 長

どうもありがとうございました。ただいまのご説明につきまして、ご意見あるいは追加のご質問等がございましたら……。

委 員

丁寧な大部の資料をつくっていただいて、ありがとうございました。とても勉強になったんですが、二、三、また追加してお尋ねしたいことがございますので、順次申し上げさせていただきます。

いっぱいあるんですが、まず、の森林・林業施策の推進方針をお尋ねしましたので、追加してご説明いただければありがたいんですが、いつの時点の推進方針で、いつごろからこれがなされているかということ。そして、それが現時点でどれくらい達成されているかについて、少し教えていただくとありがたいと

思います。10年前からこんなのか、一昨年からこんなのか、その推進方針の結果、どのような事態が現在あるかということをお教えくださると、わかりよいかと思います。

それから、 に関して、これも路網整備率を丁寧に説明くださって、県下の状態はよくわかったんですが、果たしてまだまだ整備が必要なのか、いや、これで十分なのかということについては、残念ながら現在のところ、比較という手法をとるしかないと思います。ただ、他と比較して、進んでいるからやめておけとか、進んでいないから推進しろというものではないと思うんですが、これはもっとどんどん推進していかなきゃいけないのか、この辺でやめておいていい数値なのか、その辺の判断基準がもしございましたら、お教えいただきたい。逆に、県の方のご判断で、林道密度でヘクタール当たり 9 m という話ですが、これを 5 m ぐらいにしなきゃいけないとか 10 m ぐらいにしなきゃいけないというお考えがあたりかどうか。もしあれば、その数値をお教えいただきたいというのが 2 点目です。

それから、林業労働者、高齢化率のデータを 5 ページでご説明くださっているんですが、このグラフだけでいきましたら、これが果たしてすごい高齢化率なのか、いや、まだまだこんなものなのか、もっとこ入れして林道整備に全力を上げなきゃいけない数値なのか。そのあたりについて、県においてのご判断、基準をお教えいただきたいと思います。

それから、この地図、今日いただいたところでチェックし切れていないので、甚だピント外れなことを申し上げるかもしれないんですが、6 ページのところには一覧表がございまして、大急ぎで今回修正なされた調書と突き合わせてみました。今回整備継続の林道ですかね、その地域の林業労働者の年次推移を突き合わせてみたんですが、6 ページの一覧でございまして、例えば今回の林道整備に関係ある福崎町、これは人数が 2 人、1 人、1 人、1 人……ですね。ここを高齢化対策でやらねばならないということは、そうかなと思います。同じく、三日月町もぐっと減ってきていると。あと、山東町、朝来町あたりも、減少ですけども、そうでもない。こういうぐっと減ってきているからこ入れなのか、かなり林業に関して林道のこ入れをしたにもかかわらずこんなのか。

この辺のご判断が一律、高齢化に対応しての整備というお言葉になっている

わけですが、こういう数値変化を踏まえた上で今後進めていくことが、例えば福崎町は、2が1になって、ゼロになるのを食いとめるためにしなくてはならない事業なのか、ちょっと意地の悪い表現になるんですけども、そういうところのお考えを聞かせていただきたいわけです。大河内町などは、74人が110人になっておりますので、なるほど高齢化率をかんがみながら、より一層の林道の充実によって発展が望めるところかなという。これは単に数値だけで、ほかの事情があるのかもしれないんですけども、数値的推移でいくと、少し気になるところがあったわけです。

後ほど個別の調書をご説明いただくときに、せっかくとても大きな管内図をつくってくださっていますので、これのこのあたりですというご説明をつけ加えながらまた説明してくださるとうれしいなと思っております。

たくさんになったんですが、以上です。

事務局

まず、1点目の質問であります。このような林業施策をして、その後、具体的な効果がどうなっているかということ。これについては、非常に大きなまとめ方をしなければいけないと思っているわけですが、例えば森林の整備面積の増加、それから労働者数の問題等があります。これは、今、資料を持ち合わせておりませんので、改めて資料を作成してご説明したいと思っております。

2点目は、林道の整備率のグラフを2ページでお示ししているわけですが、これについて、まだ林道が要るのかどうかというようなご質問であります。森林整備をやるに当たりましては、これに入っています林道及び作業道、それから林内を走っています町道等の公道で森林に近接したもの等を利用して整備を進めていこうとしているわけです。例えば一つの目標として、今、林道プラス作業道で、先ほどの説明でブルーのグラフが平成14年度はヘクタール当たり4mと申し上げましたが、最終的には遠い将来、少なくともこれについては林道、作業道を合わせて約30mぐらい林内に必要ではないかと考えております。そして、例えば公道が林内にヘクタール当たり10mということでありまして、合わせてヘクタール当たり40mという林内の密度になります。そのくらいあれば、森林整備については十分手が行き届くと考えておりますので、林道、作業道を合わせて現在の4mを将来は約30mに持っていきたいと考えておりまして、林道、作業道の整備は

今後も引き続いて必要であると考えております。

3点目は、高齢化率は高いのか低いのかということであります。林業につきましては、60歳以上の率を申し上げました。これは、農作業等に比べてどうかということは申し上げにくいんですけども、例えば公務員の定年が60歳ということを考えますと、高齢化率53%は相当高い数字であるとは考えております。

それから、林道をやることによってどのように労働者数のでこ入れするのか、例えば福崎町であれば、2から1に減ったのをまた2に返すのかというご質問でありましたが、森林整備につきましては、森林が非常に広範囲で各町にまたがっているものですから、福崎町の山は福崎町の作業員がやるという考え方はしておりません。一つは、大きくは流域的に考えていきたいと考えておりまして、例えば福崎町の山を整備する場合には、上流部の市川とか大河内の方から作業員の方に来てもらって作業するというのが現状であります。そのようなことから、労働者数につきましては、これは町単位で記入してありますけれども、少なくとも郡もしくは流域でどのように推移しているかということを考える必要があるのではないかと考えております。県の施策としても、今から森林整備をする上で労働者数はどんどんふやしていこうと思っているわけですが、先ほどの高齢化率等から、林道によって通勤時間の軽減を図る等は必要なことと考えております。そのようなことから、森林整備をやるに当たり、林道につきましては今後も必要であると考えております。

委員

私の発言の仕方が悪かったので、質問の意図が伝わっていなかったかなと思いますが、2ページでお尋ねしているのは、県のお考えに重点を置きましたので、30mということはよくわかりましたし、全国的に見てそれは推進すべき量という認識を県がなさっていることももちろん今の話でわかったんですが、全国平均なり他府県との比較を参考までに教えていただきたいと思います。それがまず一点です。

それから、高齢化率も同様でして、公務員とか、例えば60歳とか50歳で比較されますと、社会全体で高齢者も働こうという動きが進んでいる中、そこにだけ従来の一律の高齢化でもって判断されるのは少し……。もちろん重労働作業であるのはわかっておりますから、単に数値で言っちゃいけないし、こちら数値

で申し上げて、数値でお答えいただいているので、そういうことかもしれないんですけども、全国平均について少しお教えいただくこともしていただきたい。全国でなくても、周辺府県でも、あるいは近畿圏でも結構ですし、30mの整備目標というのが国の林業における推進目標となっているかどうかについても、少し教えていただきたいんです。

ちょっと質問が漠然とした形になりましたので、数値的なことを詳しく教えていただくとありがたいと思います。

事務局

一つは、全国との差がどうなっているかということですが、例えば林道で申し上げますと、今、兵庫県、先ほど林道密度がヘクタール当たり 9 mの現状であると申し上げましたけれども、全国であれば 2 mとなっております。兵庫県の林道に関する整備というのは、全国平均の半分程度となっておりますので、林道、作業道を含めて推進していく必要があると考えております。

それから、林道の密度に対する考え方がありますが、森林を十分適正に管理するに当たっては、ヘクタール当たり40mの道が要というのが全国的な考え方です。そのようなことから、これは先ほど申し上げましたように森林に近接した町道等も含めての話でありますので、各県によっていろいろ事情は変わるかと思いますが、森林を十分適正に管理するには、ヘクタール当たり40m程度の道が要ということについては、全国で変化しているものではありません。

あと、全国の高齢化率の問題ですが、ちょっと今日、手持ちしておりませんので、高齢化率の全国平均と兵庫県の平均については、後日、資料で説明させていただきたいと思います。

委員

最後の確認ですが、そうすると、全国平均では密度が 2 mであるけれども、国を挙げてのこうあったら望ましいというのは40mと認識してよろしいんでしょうか。林道密度と林道・作業道密度と、私の理解の仕方が混乱しているかもしれませんので、全国平均の林道・作業道密度が 2 mなのか、全国平均の林道密度が 2 mなのかもお教えいただいた上で、望ましいと考えられて推進されているのが40mと理解してよろしいんですか。

事務局

済みません。ちょっと説明不足でしたので、追加説明させていただきます。
先ほどの表で、平成14年度末で、林道はヘクタール当たり 9 m、それから林道、作業道を合わせてヘクタール当たり 4 mであると説明させていただきましたが、今の全国平均からいいますと、林道が兵庫県の 9 に対して全国は 2、それから林道と作業道を合わせて兵庫県の 4 に対して全国は10.1。それから、公道を合わせてどうなっているかということではありますが、現在、兵庫県は、林道、作業道、公道を合わせてヘクタール当たり16m、これに対して全国は20.3mというのが現状です。

委員

ちょっと素人っぽい質問で恐縮なんですけど、林道整備には必ず、防災とか水源かん養というのが事業の目的として出ています。一方、これは後の事業評価でいろいろご説明があると思いますが、河川管理といいますか、防災という面から考えると、大雨が降っても上流の森の地帯での保水力が高ければ、例えばダムをつくらなくてもいいんだという話が以前から出ているわけです。考えようによっては、しっかりと森林整備を行うことが逆に防災につながる。

そのように考えますと、今日は県土整備部長さんも出ておられますが、個々の箇所づけがあって、森林整備の目的から林道整備事業が行われていて、一方では例えば治水の立場から河川管理を河川課が一生懸命やっている中で、それら個々の事業はお互いに関連性があると思うんですけども、防災という立場からそういうものをどこでトータルに考えて県全体でやっておられるのか。こちらから見ると、農水は農水、治山課は治山課で一生懸命されて、河川課は河川課でやられている。県民から見たら、ばらばらな印象を受けるんですね。そのあたりはどうなんでしょうか。

事務局

今の上羽先生のご質問でございますが、世間では今おっしゃったとおりのことがいろいろな方々に議論されておりまして、緑のダムとかそういう言葉で象徴されますように、国民の皆さんに受けのよい言葉でいろいろ提案されます。防災の面を担当いたしております、特に河川、砂防を担当いたします私たちとして、その問題についてどう考えるかということは常々大きなテーマになっております。

現在、これは国も含めてでございますが、森林保全あるいはその前の林道の

整備、そういうものが防災上どのような役割を果たしていくかという問題は、研究者の間でもいろんなことを研究されています。例えば、日本学術会議みたいなところで、大勢の方が参加され、こういう問題を一体どのように考えるべきかということを変な時間をかけて議論されております。

その報告書なり答申みたいなものも出ているわけですが、今日はこれは用意いたしておりませんので、覚えていることで、我々の方がその学術会議の報告をどうとらえているかということをご説明しますと、防災上あるいは洪水を防御する意味から、森林の保全なりが非常に大切で重要なことは、そのとおりでございます。ただ、河川もいろんな機能を持っているんですが、河川の洪水防御という面から考えた場合、我々一体どのような雨に対して地域を洪水から防御することを目標にしているかといいますと、過去のいろんな確率を考えた上で、非常に大きな雨を対象にしているわけです。きちっとした定量的なことは申し上げられませんが、河川の堤防が溢水するとか、そういうことが考えられないような普通の雨が続いた場合は、確かに森林の保水機能などは大きな役割を果たすだろう。ところが、私たちが洪水防御の目標に考えていますような100年確率の雨であるとか50年確率の雨になりますと、森林の保全に期待することが非常に困難である。今、秋雨前線に台風が南から刺激してということをよく言われますが、長い雨が續いて、さらにそこに大きな雨が来た場合に、森林の保全だけに期待することは困難ではないかというとらえ方を治水をやっている者はしているわけです。

そういうとらえ方が本当に正しいのかどうかということは、役所の役人だけで考えるのではなく、日本のそういう方面についての知見を持っている研究者の先生方が集まって、日本学術会議というような立場からそういう問題について研究していただいて、その結果として、今申し上げましたような河川の洪水防御の目標といたします雨に対しては、森林の保全ということだけでは洪水から防御することは困難である、そのような知見を実は報告書としてまとめております。

ほかにもいろんな研究成果があるわけですが、どのような報告が出ているかということにつきまして、次回にでもご説明をさせていただきたいと思っております。

委員

今ご説明があったんですが、私の質問は、森林の保水力だけで防災が100%できるとは言っていないわけで、要するに、林道は林道で一生懸命されて、河川課は河川課でされて、その間を、例えば今おっしゃった防災という面で、よく使われる総合治水という観点から、縦割りじゃなくて、どのように林道整備と河川管理を連動させているのか。それぞれの部署ではそれぞれやっておられるわけですが、そういう政策の連動なり統一ということを県としてはどこでやっておられるのか。そういうことを考えれば、公共事業の問題というのは、やはりトータルに考えていかないと、個々の事業があって、箇所づけがあって、そこで行われていることが全体としてどうなのかという視点が個々の説明を聞いているだけでは余り見えてこないということから、お伺いしたわけです。

事務局

ちょっと的を射ていないことをお答えしたような気がいたします。我々河川を担当いたしますところでは、今、先生が言われたように、総合的な治水ということで、河川管理というのは総合的な管理なんだということは、理屈としては本当によくわかっておりますし、そういう観点から治水あるいは利水、環境の面を考えていかなければいけないという認識は持っております。ただ、組織としては、そのような総合治水なりあるいは森林の保全なり、すべてを掌握している部局は残念ながらございません。

それではどうするのかということになりますと、治水事業あるいは河川の管理をやる者が、兵庫県の中でいえば農林水産部局と連携した組織をつくって、例えば武庫川について総合的な観点から武庫川流域の治水をやっていこうとすれば、そのような連絡会なり協議会をつくって、お互いの連携を図って役割分担を果たしながら総合的な治水を進めていく、そのような仕組みになっているわけでございます。それをすべて責任を持ってだれかが管理する、それを見るということになりますと、これは農林水産部長、県土整備部長の上に立っている人しかいない。しかし、役所の仕組み、組織でいえばそういうことであるけれども、実態としては、仕事をこなしていく上で総合的に考えていかなければいけないということで、実務的にはきちっと連携を図りながらやっていこうと、そういう努力はいたしております。

委員

今のお話を聞きながら思ったことですが、この間、最後の方に私が申し上げたことと同じなんです。これまでも公共事業の審査会の中で出たと思いますが、洪水の起こりそうなところに例えば宅地開発するという問題は、恐らく住宅とかまちづくりの問題にもかかわってきます。そういうところら辺との連携も大切じゃないかと思います。非常に乱暴な言い方をしますと、洪水なんていうのは、これはもちろん非常に暴力的な自然の営みですけれども、ある意味では川の大掃除と言われるほど意味のあるものでもあるわけですね。自然の脅威の利点というものもあるのではないかと私は考えますけれども、洪水対策の基本として、そういうところに住宅を開発しないとか、新興地をつくらないとか、そういうこともそれを担当していらっしゃる部局の非常に大きな視点になってくるだろうと思いました。

委員

今のご議論に、ちょっと私もつけ加えさせていただきたいと思います。他の委員が今おっしゃった総合的なことは、従来の組織の中ではなかなか対応困難なのは、こういうご説明を承る中でとてもよくわかるわけです。従来、それをやりにくかったというのもわかるわけですので、問題は今までじゃなくて今後です。今後、こういう場ではありますけれども、こういう声が出たことを踏まえていただいて、おっしゃるように部長さんの上の方がやらないといけないことなのかもしれないですが、あえて内部的に、県土整備の部局の中で可能な調整なり連携もとる方向性を持っていただきたいと思うわけです。

先般、見学に連れて行っていただきまして、特に公園では、すばらしい公園で気持ちよく過ごさせていただいて、ああ、大したものだなと思ったんですが、そこで現場の方に直接ご説明を受けた中でこれは大事だなと思ったのは、やはりつくった後の運営なんですね。協働と参画というキャッチフレーズが県下にあって、それに合わせる形でやられている地元の方プラス管理をなさっている方が関与しながら、つくればおしまいというものじゃないのは公園に限らずすべてのものだと思うんですが、そういうところがここでは動いているなど。

ですから、公共事業は、つくるときからそういうものを相当意識していただいて、逆に計画の段階でも、もちろん各部局が上げてこられることは百も承知なんですけれども、やっぱり部長さんが音頭をおとりになって、従来にはない話し

合いの場なり連携の場をつくっていただきたい。

この前拝見したから私は余計に思うんですが、こういうところに住宅開発、だれが許可したのか、と思うようなところが武庫川水系のダムの手前地の手前下にあるわけですね。これはそれぞれの部局が判断してなされたことだから、それはそれ、各市町がしたことだから、それはそれ、ということかもしれないですが、今までのことは今までのこととして、今後は、そういうことがないように、林道の整備と治水の部分、それからまちづくりの部分の、非公式にでもお話し合いの場を部長さんの音頭でぜひ持っていただくことが、ここで出ているようなことに関してせめて多少の連携が行われるんじゃないかなと。難しいとは思いますが、これは漠然とした意見です。

ついでに、先ほどの追加の質問で言え切れなかった22ページのところ、林道沿線の効果を挙げてくださっているんですけども、私は効果の数値が欲しいんです。とりわけ22ページの3番、実施率は時系列で一体どれくらいのものか。林道をこれだけ長い年月かけてつくってきておられて、粛々としてヘクタール当たりの整備率も上げておられるわけですから、当然のことながら林道沿線の森林施業実施率が増加しているはずですし、さらに森林整備面積も増加と書いてあるので増加しているのだらうと思います。高齢化率の緻密な図をつくっていただきましたし、ぜひ資料を拝見したいと思いますので、お願いします。

会 長

話がどうも治山、治水の問題より広がってきておりますが、林道に関して何かご意見はございませんでしょうか。

事務局

林道を整備することによって森林施業の効果がどのくらいあるかということではありますが、一般的な理屈から申し上げますと、全国的な統計によれば、林道の周辺の100m以内の森林の整備面積は、林道を100m以上離れた森林に対して10倍以上の整備が進んでいるというデータは出ておまして、これは一般論です。今回説明させていただきますこの評価にある林道につきましても、森林の整備率はおのおのまとめておりますので、また改めて提出したいと思います。

委 員

一般論はよくわかるんですが、平均で結構ですから、県の現状を承ることは

可能ですか。つまり、22ページの3番と4番の現状の数値、特に高性能林業機械に対応した効率的な森林施策の実施ができるようにするために林道を整備なさっているわけですので、その数値を、最新じゃなくても結構ですから、兵庫県のものを教えていただきたいんです。

事務局

当林道周辺については手持ちがあるわけですが、その他、県下の平均がどうなっているかと言われると、資料を持ち合わせておりませんので、改めて提出したいと思います。

会長

私の方から1～2点ありますが、まず、議論しておりますのは、公共事業としての林道なんですね。つまり、林道整備にこれだけの税金を投入していいかどうかという問題になると思います。そうしますと、県下全体で林業賃労働者が1,500人を切っているわけで、わずか1,500人を切っているような人といったら非常にぐあい悪いですが、もっとこの税金を投入すべき対象があるんじゃないかという気がするわけです。その点につきましても、いろいろご議論いただきたいと思うんです。

第2番目としまして、先ほどからおっしゃっているのは、全部、治山上がどうだ、治水上がどうだということが非常に大きくなりまして、肝心の林業に対して、1ページ目でいいますと、第1番目の目的であります木材、キノコ等の林産物の生産に対して、この林道がどれだけ役に立っているのか、これが一番大きな問題だと思います。林道をつくったために、これだけ林産物がふえたんだというデータがあるのかどうか、この辺を私自身は非常に気にしております。

と申しますのは、後の方で、どこやらを観光するのに早く行けるようになったとか、林道がこういうことに役立っているというのがずらっと表に出ておりますが、肝心の、この町にこういう林道をつくったために、その林業が、今までこれだけしか産額が上がらなかったのがこれだけ売れるようになったとか、そういう話は全く出てきていないんです。B/Cの場合も一緒に、ダムをつくったらこうなるから、それをこうするという話があっても、この林道をこれだけ投資してつくったら町の林業収入がどれだけふえたか、あるいは県全体でも結構ですが、どのようにふえたかというのは、B/Cの計算の中に入っているのか、入ってい

ないのか、よくわからない。ということがありますので、今ご指摘がありました22ページの林業振興に対して林道整備がどうだということ、次の機会で結構でございます、お示しいただけたらと思います。

それからもう一点は、林道の密度でございますが、全国に比べて非常におくれているという話でした。ただ、全国平均があつた値とすれば、ひどいところでは、ずたずたに林道が森林の中に入り込んで、林業振興どころか、林道のために森林がむちゃくちゃになっているということが考えられるんですけども、その辺はどうなのか。一番林道率の高いところではどうなっているのか。平均で20何ぼですか、あの密度でいきますと、恐らく数十mごとに林道が入っているようなことが起こっているという気がします。これは私の個人的な危惧なので、別にお答えいただかなくても結構ですけども、検討いただけたらと思います。

実は、予定されている時間が随分超過しております。次が林道の整備でございますので、これだけ議論しましたら、その方でこの分だけ説明を簡略化していただくことができるかと思いますが、林道でこれだけもめるといふことは、県民みんなの役に立っているというか、重要なんだという認識が、我々自身ももう一つつかんでない、何か話があると、ほかへ話がすりかえられていっているような気がするわけです。私自身、豊かな森づくりの方にも関係しておりますので、森づくりについては一生懸命勉強はさせていただいているつもりでございますが。

委員

会長のおっしゃったこととほとんど同じことですが、これが説得力の持ったものになるためには、制度として事後検証のシステムをつくり上げないと、これだけ投資して、B / Cでもこれは予測値であつて、結果の検証は表に出てきません。だから、制度として事後検証をやり、実際に投資してこれだけの効果が出たと。この間、写真で林道の現状を見せていただきまして、また今、林道の整備されていないところと比べて接道から100mで10倍ほど植林なんかが進んでいるというお話がありました。それも、兵庫県の再々評価に対しては、これまで投資したここではこれだけ進みましたということをお我々に見せていただいたら割に納得しやすいんですけども、今はB / Cとかそういう本来の目的みたいなものだけで議論されているので、ぜひともそういうことをお考えいただけたらと思います。これは、このことだけじゃなくて、公共事業全体についての話でもあります。ち

よっと蛇足ですけれども、お願いできればと思います。

会 長

ご意見はまだいろいろあるかと思いますが、審査はまだまだ続きますので、機会を見てご発言をいただけたらと思います。

予定時刻を随分過ぎておりますので、一応この問題についてのキャッチボールはここで終わらせていただいて、議案2の再々評価に係る審議案件のご説明を受けたいと思います。

(3) 再々評価に係る審議案件(林道整備、ダム、河川、ほ場整備事業、かんがい排水事業)の説明、質疑

- 1) 案件番号24 林道整備事業 須留ヶ峰線
- 2) 案件番号25 林道整備事業 池ノ尾線
- 3) 案件番号26 林道整備事業 千町・段ヶ峰線
- 4) 案件番号27 林道整備事業 八木谷・大谷線
- 5) 案件番号28 林道整備事業 粟鹿山線

委 員

調書の修正を拝見しまして、事業の目的のところ、産業の振興というか経済効果だけを目的とするのではなくて、森林の多面的機能の持続的発揮というところを強調して、二重のアンダーラインを引いていただいた部分は、前回申し上げたことを反映していただいたなと思います。ただ、今の資料の写真を見せていただきますと、やっぱりこういう自然の中に道をつくるというのは、環境保全とありますが、それに対比する、破壊したところに道をつくるというイメージがどうしても否めないと思います。

温暖化の阻止をという目的で、林道をつくって森の手入れをすることでCO₂がどう減少するかといったことを数値であらわせられないという前回のお返事でしたから、二重線のところで、ちょっとまだインパクトが弱い気がしてならないので、あえて山に入って道をつくる以上の保全が望めるのだというところを強調していただきたいんです。「水源かん養、山地保全、保健文化など」という後に、

自然財産としての森林というものをもっと強調していただかないと、今の現場写真を見せていただいた限りでは、林道をつくることで環境保全につながるというのがどうも結びつきにくいものですから、もう一押し、ここに自然財産としての森林という意味の持たせ方を加えていただけたらと思います。

それプラス、先ほど服部先生がご質問なされた中で、たくさんのご質問で回答も多岐にわたっていたので、お答えになっていたのかどうか分からないんですが、審査会の意見として、高齢化、後継者不足等の視点から考えることという意見が前回から出ていて、林道をつくることによってどれくらい高齢化が阻止できるか、後継者を育成することができるか、その効果みたいなものが挙がっているのかどうかという点です。

先ほどの追加資料の中でも、林業労働力確保に係る施策一覧を15ページにつけていただきまして、いろいろ事業があるんですが、これがいつ実施されて、どの地域で、どれくらい効果が上がったかということ、私も数字で教えていただければ一層わかりやすいなと。本格就労者 210人を対象という非常に数の多い施策もあるんですけども、地域によっては林業従事者が1名とか、1けたの地域が多いわけですので、施策をした結果、それがなおも減少しているのか、それとも減少がとまって後継者が育ちつつあるのか、そういう資料を拝見したいと思うんです。

委員

今、先生が言ってくださったことに私も追加してですが、今、調書をおつくり直しなされたということと、前回質問させていただいたことを生かしてくださったかということについて、若干感情を交えたことを申し上げますと、私は余り感情を交えたことを言わないんですけれども、少し腹立たしく思っているんですね。

今、ご説明をお伺いしながら、この大きな地図をひっくり返し、なおかつこの高齢化率と対照して私、マーカーで必死で印をつけていたわけですよ。調書とする以上は、高齢化率何%、例えば2人だった従事者が3人になったとかという言葉も盛り込んでしかるべきじゃないかと思うんです。林道整備ということをやられるのであれば、これだけ高齢化に対抗してというふうに。もう必死だったんですよ、これ、ついていくのに。数値を出してくださいと言って、確かに出し

てくださったんですけれども、その数値を調書にもう少し盛り込んでいただいてもいいじゃないかと思うんですね。委員が必死になってマーカーで印をつけなきゃいけないような資料の出し方というのは、やっぱり私はよろしくないんじゃないかと思うんです。データはあります。感情を交えてもうちょっと言えば、もう少し出しようがあるじゃないですか。

それから、先ほど来、私もしんぼう強く、ここをお答えいただきたいということを行っているんですが、一般的な数値しかお出しにならなかった。次回からは改めていただきたいですし、時系列と申し上げましたので、確かに今回の追加資料の10ページから12ページに出ていますけれども、最初から、開始して以来、さっきの追加説明以来、私はずっと、マーカーでチェックしては、付せんをつけ、一々突き合わせしているわけですよ。それをした上、それを調書に盛り込んで、したがって高齢化率がこれだけ改善できてないから林道をつくる、つくらない、成果が上がった、上がってないという、そういうお言葉があってもしかるべきじゃないかと。かなり感情を交えたことですが、フォローし切れてないですよ。伺いながらやりましたけれども、この数値が果たして整備の成果として評価に値するのかどうか。極論すれば、投資効果がこの程度だったらやめてしまえという意見だって出せないことはないですよ。それは私の感情的文句ですけども。

それで、申し上げたいことは、本当に大変でしたよ、この資料を追いかけていくだけでも。どれだけここにおられる方が追いかけておられるか。私は、逆にはっきり言って腹立たしいですね。かなり腹が立ってますよ。私、過去20年間ぐらいにこういう公共の場で怒ったのは3回ぐらいなんですけどもね。めったに怒らないですよ。怒る必要ないですからね。でも、あんまりだと思えますよ、この資料の出し方は。いいかげんにしてくれというふうに、私は言いたいですね。

それに関連してですが、この林道整備に関して、これだけの図を出されるのだったら、予定されている整備面積をマークしてくださいよ。それから、伐採予定面積だってわかるでしょ。そういうことを把握しないで整備が必要だと言われても、こっちとしてもそうですかと言いきにくいですね。さらに、予定収益も含めて。図示してほしいですよ。通る場所だけマークされたって、それによって得られる効果がどれだけのものか。すべてわからなくても、把握されているからこうい

う事業を要求されるんじゃないかと思うわけです、一体どの程度か。もっと言えば、木材搬出量ですよ。安くしか売れないんですよ。安くしか売れないのだったら、一体幾らで売れているのか。数値があるでしょう。ないんですか。なくて整備なさっているのかな。

ちょっと、もうフォローできなくてね、こちらとしても。ほんとに、今日の関係のところぐらい印をつけてくれて渡してほしかったですね。フォローできてないです。お言葉が同じだっていいんですよ。高齢化に対応してと。でも、数値ぐらい、これだけあるんだから、パーセントで出されても、人数で出されてもいいんじゃないですか。済みません、ちょっと感情的に申し上げましたけれども。

会 長

どうもありがとうございました。おっしゃるとおりだと思います。

事務局

資料につきましては、できるだけたくさんというところにつけたつもりなんですけれども、各資料の関連性、それから林道によっての変化等が書かれておりませんので、これにつきましては改めて整理したいと思います。申しわけありません。

それから、一つ、高齢化等の問題であります。林道の必要性として、林道に従事する者じゃなくて、林道を利用して森林作業をする者の高齢化率は高いと思っているわけで、これは過疎等の問題がありますから、当然と言えば当然かもわかりませんが、そのようなことに作業上対応するために、できるだけ通勤時間の短縮、それから高性能機械の導入を図る観点から林道をつけているのが現状です。だから、確かに、林道をつけて森林整備が進みますと、作業条件が改良する、また林業が盛んになることによって新たな若手の労働力が導入されるかもしれませんが、現在につきましては、非常に高齢化している中、林道をつけて少なくとも森林施業の簡素化を図るとというのが第一の目的としているところですから、林道は高齢化に対処してという表現にさせてもらっております。

会 長

時間の関係で、説明を非常に簡略化してもらったので。

事務局

もう一点、林道につきまして、簡略化しましたので、1路線、ちょっと追加

説明させていただきます。

例えば、須留ヶ峰線につきましては、林道をつけることによってどの程度森林が整備できるかということをお示し申し上げますと、図面で黄色で囲っていますのがこの林道を利用して整備する面積であります。これにつきましては、大体 2,600 haの森林整備が可能であると考えております。2,600ha利用区域がある中で、果たしてどのくらいできているかということではありますが、この須留ヶ峰線で申し上げますと、現在までやっております森林整備面積は約 740ha、利用区域の森林の約30%について整備が進んでおります。先ほど申し上げましたように、林道をつけても森林整備をしなければ意味がないということですので、追々、完成を待つまでもなく、つけたところからできるだけ利用して森林整備を進めているのが現状であります。これにつきましては説明を省いておりましたので、言葉足らずで申しわけありませんでした。

須留ヶ峰線は一例ではありますが、このような現状であります。各路線につきまして、改めて先ほど申し上げましたように表でお示ししたいと思っております。他路線もそれに準じましておのおの森林整備を進めております。林道をつけるのは一般の土木業者が開設するわけですが、林道をつけて森林整備をするに当たって、森林組合等の作業班の方が事業に従事するということがありますから、それにつきまして、労働力の改善、それから高齢化に対処した作業によって地域が活性化できるものではないかと考えております。

委員

どの部分がどの程度整備されたかということ、時系列の推移において県では把握することはできているのか、できていないのかということをお教えいただきたいんです。費用対効果のベースになると思います。過去10年間なり20年間の林道整備に対応して、どの範囲の面積がどういう形で整備されているかということをお教えいただきたいと思うんです。パーセンテージはわかりますけれども、林道を整備することによって、周辺がぼんやりできるのか、飛び離れてできるのか。だから、ここに道路を引くのはどんな効果があるのかという意味を知るよりどころとなる判定材料をいただきたいということです。

事務局

わかりました。この調書の図面には林道の延長、利用区域の面積等を表示し

ておりまして、今、森林整備面積を申し上げましたが、それについて、どこにどのような森林があるのか、どのような資源があるのかということとあわせて、地図の関係で細かいところまで表示できないかもわかりませんが、できるだけ説明したいと思っております。

委員

林道整備が始まったの資料、お持ちの範囲で、できるだけ長期のものを時系列で判断させていただきたいと思っておりますので、次回、承ることができればありがたいと思っております。

会長

つまり、これまでの林道整備の進み方と、整備していった森林の面積との比較をしていただきたいと。

委員

それと、木材搬出量を申し上げましたし、それによってどれだけ収益が上がって、今、非常に安くご苦労されているなら、そのデータについても、把握されている範囲で結構ですので、教えてください。

会長

各林道についてのデータは難しいかもしれませんが。県全体なり、あるいは県民局単位ぐらいでも結構です。

事務局

森林整備に関しましては、各路線、今申し上げました利用区域内でどれだけ整備をやったかというデータがまとめられると思っておりますので、これとあわせて全県的な話でまとめさせていただきたいと思っております。

委員

まず、資料の提示方法については、私も実は言いたかったので、多分委員の皆さんは同じ印象を持っておいでじゃないかと思っておりますから、よろしく願います。

それから、かなりいろいろ質問があるんですが、時間の制約がありまして全部は言えないと思っておりますので、簡単なところから申し上げます。3～4件、事業費がこの5年間で倍になったものがございます。林道の計画段階でルート選定をするときに、事前の調査はどの程度されているのか。事業費が倍になるのは、普

通ちょっと考えられないと思うんですけども、そのあたりをまず教えていただきたいと思います。

会 長

つまり、計画段階のときに、土質が悪い、あるいは地形が悪いということは初めからわかっているわけですね。それにもかかわらず組んだ事業費が 200%以上ふえているというのは、逆に計画が非常にずさんであった、あるいは計画のための調査がずさんであったということになりはしないかということです。

事務局

まさしくそのようなこともあるかと思えますけれども、林道をつけるに当たりましては、一つは、地図上からルートを選定するという事、それから、踏査として、つける前にとりあえず全線を歩いてみて、地形状況等全部把握して林道計画をやっていくということでもあります。そのようなことから、林道の単価を出すに当たっては、数百mぐらいで標準的な断面を調べて、土砂をどのくらい切るか、どこに持ち出すかということで、平均的なところの掛け合わせでいくわけですが、非常にふえたことに関しまして、今ご指摘のとおり当初の見通しが甘かったということについては、申しわけありませんが、確かに一点、現実としてあるということは認めざるを得ないと思っております。

委 員

そうすると、土工量とかルートの長さ、幅員、そういう幾何的な要因だけで事業費が決まっていると理解してよろしいのでしょうか。

事務局

それともう一点、これはこちらの方の役所的な都合になるわけですが、林道整備に当たりまして、国の方の第5何次林道整備計画で全体的な県の費用枠を決めております。林道に着手するにつきましては、そのときに事業枠があれば、その範囲内で事業をやるということで、それをオーバーして事業費を認定することはありません。

委 員

地形、地質というのは、経年的に変わるのではなくて、もともと決まっているわけですので、やはり計画時にその調査をしていなかったということが事業費にもろにはね返っていると思うんです。何十億の増額というのは、今回まで海岸

事業で 7,000万程度の事業に対してけんげんがくがくとやっていて、一方で、たった5年の間に事業費が倍になる何十億のプロジェクトに対して、例えばある程度までルートが進んでいるから後は通すだけだというようなことについて審査しているということで、非常に温度差を感じるんです。県民的な感情かもわかりませんが、これはどう説明したらいいのか。説明できるんでしょうか。どう考えてもできないと思うんですが。

それと、森林整備も林道整備もそうなんですが、先ほど来議論になっていきますように、林業のためなのか、公益のためなのかということです。林業のためだけでは、整備の意義というのはどうも弱そうで、やっぱり防災機能とか環境機能とか、そういう公益的な機能も森林整備にもたらさざるを得ないと思うんです。例えば、公道と公道をつなぐのが森林基幹道であるならば、それは林業だけではなしに、それ以外の交通に対しても整備されるものなのかなと今理解したんですが、そうすると、やはり国道や県道の整備と同じように、交通量とか事故率とか、そういう一般交通に対しての調査をして、それでなおかつ交通需要があるということをお調べすべきであると思います。

もう一点は、河川法、海岸法、森林法、林道がどの法律に抵触するのかわかりませんが、そういう法律が平成9年から10年あたりに一斉に変わったと思うんです。ところが、この事業、いずれも多分10年前後、あるいはそれ以前に起案された事業なんですが、その後、林道を延長するという事情に対して、法律が変更になった点は一切関係なかったのかどうか、そのあたりについて教えてください。

会 長

今、手持ちのデータがないという面も含めまして、答えにくいところもあるかもしれませんが、おわかりになるところだけお答えください。

事務局

林道を開設するに当たって、通行量等の問題もありましたが、少なくとも林道を採択するに当たりまして基本的に考えるべきことは、例えば、その林道を開設することによって、利用区域と一般的に申しておりますが、どの程度利用区域の森林が整備できるか。そのとき当然、針葉樹がどのくらいで広葉樹がどのくらいでということもやっていくわけですが、森林整備という観点からのみ林道を開

設するかどうかを考えておりました、例えば林道の通行がどのくらいあるかということについては、今のところ採択するときの要件とはしておりません。

それから、森林法が改正されて林道に対する考え方が変わったかということですが、林道に関しましては、森林法の中の林産物の搬出に関して実施するという一文だけでいっております。この要件については変わっておりませんので、森林法が改正されたことによって、林道をつけようとか減らそうとかということは明記されているものではありません。

委員

今のご説明によりますと、林道整備はやっぱり林業に特化した事業であると理解できます。そうすると、森林作業をするための林道であると思いますから、その地域をカバーできるルートがあればいいので、面積を大体カバーできれば、一般の道路のようにつなぐ必要性はないわけですね。そりゃ、つなぐにこしたことはないでしょうけれども、すべてつなぐ必要があるかどうか。かなり一般道路と違う考え方を持つべきなのじゃないかと思いますが。

事務局

確かに目的によって変わるわけですが、林道の目的というのは、生産ということだけでなく、森林整備。森林整備をやるというのは、当然木材搬出もありますし、例えば整備されることによって水源かん養機能の向上等が図れるわけですが、少なくとも整備される森林面積がどの程度あるかということで判断しております。

それからもう一つ、森林施業をするに当たっては、全体の森林の中の路網配置がどうであるかということを考えているわけですし、例えば今回のような規模の大きなものについては、骨格、人間の体でいいますと背骨となるものと考えておりますので、少なくとも公道と公道を結んで連絡線形としての路網を考えていきたい。それに付随して、森林管理道ということで規模の小さい林道をやっているわけですが、これについては、連絡されたもの、単に谷の中におりていってそこでとまっているもの、いろいろあります。林道の規模によって、接続するのか、ただ単に突っ込み線形でいいのかということは判断しておりますので、一概にこれは必要であるとか必要でないとかという判断はしておりません。

委員

今のことに對してとか、ほかの質問もあるんですが、時間が押しているよう
でございます。ほかの委員もご意見があるでしょうから、後で時間があれば言わ
せていただきます。

委 員

2点、教えていただきたいと思います。

私はどういう法律に基づいて5ヵ年整備計画があるのかよく知らなかったん
ですが、5ヵ年整備計画で、県内の林道計画網はどのようになっているか。それ
から、先ほど服部先生もご指摘になりましたが、過去、それぞれ5ヵ年計画でど
のように整備計画ができて、その整備計画の中で、現在審議しているところは計
画網の中のこの部分だということがわかる資料があったら、ぜひとも用意してい
ただきたい。

もう一つは、どう考えても、業としての林業は経済的にはもう成り立たない
のはわかっているわけで、大変苦しい答弁をしていらっしゃって、結局は国の省
庁のあり方がここに全部しわ寄せしてきていると私は解釈しているんですが、例
えば何とかB/Cがあるんだよということをほかの省庁の各公共事業と横並びで
やろうとしますと、かなり苦し紛れの便益を算出しなきゃいけないことになっ
ていると思います。これは多分、ほとんどの人は、まゆつばで信用していないと思
うんですが、一つだけでも結構ですから、こういうインプットデータを与えて、
こういうアウトプットになりましたというB/Cの計算データと資料をお出し
いただいたら、どこまで信用できるものかが判断できると思います。県の中で作業
していらっしゃるのか、どこかの財団法人にインプットデータを出して、アウト
プットしたものだけもらっていらっしゃるのかよくわからないんですが、そうい
う資料がもしあれば、一例だけで結構ですので、出していただけたらありがたい
と思います。

まず、5ヵ年整備計画とか、あるいはもっと長期の林道整備計画というもの
を県の中でお考えになっているのかどうか。整備率を全国平均や30mまでは持つ
ていきたいというのが整備目標だったら、私はおかしいと思いますので、そこら
あたりを教えていただきたいと思います。

事務局

整備計画であります、最初、長期的なものについては、ヘクタール当たり

40mと申し上げました。40mがどうであるかは、いろいろご質問があるかと思うんですけども、我々が十分森林整備をやるに当たってはそのくらいの路網が要るのではないかと考えておりました、現在、それに向かっております。先ほど申し上げましたが、今のところヘクタール当たり16mですから、これについてもっと延ばす必要があるのではないかと考えております。計画については、今、手持ちしておりませんので、後日、提出したいと思っております。

それからもう一点、業としての問題であります。今、林業については、業として成り立つということは非常に苦しいのが現実です。そのようなことから、今、県におきましても、森林施業をやるに当たってはできるだけ公費でやっているということで、公費 100%で森林整備を進めているのが現状であります。今、木を植えて、将来、木を切って業をなし得ることは、今の状況から非常に難しいのが現実です。そのようなことから、林道をつけて、できるだけ林業コストの低減を図るということと、もう一つ、地球環境的なことからいいますと、二酸化炭素の固定等、環境のことも言われておりますので、少なくとも林道をつけることによってそのような一般的な効果があり、公益的機能として大いに貢献できるのではないかと考えております。だから、林道の採択に関しましては、その林道を利用することによって森林整備が進むであろう区域がどのくらいあるかということとを第一義に置いて事業の採択をしております。

それから、効果についてであります。今、詳しい資料は持ち合わせておりませんが、一例で申し上げますと、森林整備をやる以前の森林、森林整備をやった後の森林を比較しますと、国の基準では水の貯留率が5ポイントほど上がるのではないかとと言われております。その5ポイントの水をもし森林内で確保しなければ、その水を貯留するダムをつくるとした場合にどの程度の費用が要するのかということで、代替の費用を換算しております。それから、土砂につきましても、裸地と比べまして、森林は土砂の流出量を 150分の1から 100分の1に抑えることが可能であります。それも一般論的なものでありますけれども、それについて国の方から効果、費用を計算する式が出されております。細かいことは手持ちしておりませんが、そのような公益的機能をダムに置きかえて便益計算をしているということでもあります。

会 長

一例でも結構ですから、今回再々評価になりましたものにつきまして、B / Cの根拠を出していただきたいと思います。

ただ、一点、余り信用していないとか何とかという話がございましたが、コストの方で、例えば5年前に31億円だったのが、今回56億円にふえているわけです。これでB / Cはどうなっているか。考えたら、すぐわかるわけです。コストが倍にふえているわけですから。だから、5年前にこれが幾らで出ていたか、調べないといけないと思っていましたが、つまり、B / Cが信用できないというのは、ベネフィットの方だけじゃなくて、コストの方も、これでまだ47%ですから、完成したときには、ひょっとしたら56億円と書いてあるのが160億円にふえているかもしれないという不信感を私たちは抱いているわけです。

事務局

わかりました。次回にお示しできると思います。当初の事業費と比べて倍になっているということは、これによって当然便益は2分の1になるというのが基本的なところでありますけれども、それについては計算したものがありますので、お示しできると思います。

委員

今のコストとも関係あると思うんですが、今、ぱーっと見させていただいて、大体ふえている金額、総額98億円なんですね。大ざっぱな計算なので、間違いもあるかもしれませんが、これだけふえたんだと。それについては私、申し上げるのは今差し控えるんですが、事業内容のところ、負担割合が国50、県50とか、県単独事業は100%とありますね。これは、どんとふえた部分を、国もふえたんだねと出してくださるのか、県が単独で増加分をカバーするのか。つまり、事情が正当であれば、ふえるのは仕方がないと思いますけれども、その増えた分を国が出してくださるのか、出してくれなくて、県ないしは市町が負担するのか、そこのところを教えてください。

事務局

事業が増額になりました分、例えば当初の費用負担が16ページの表で申し上げますと国費50、県費40、市町費10と書いてありますものは、事業費がふえても、この割合は変わるべきものではありません。

委員

そうしますと、かなりふえても、国の方は出してくださる仕組みになっているわけですね。

事務局

事業費の増額に当たりましては国の方と協議させていただくことになりますので、今のところこの事業費で認めていただいておりますから、これについては、当然国からもそれに見合った負担がおりてくるということです。

委員

ということは、例えば倍になったのも、倍おりてくると考えさせていただいていいということなんですか。

事務局

事業費が倍になるということは、当然国からおりてくる補助金も倍になるということです。

委員

国の裁断を待たずして、それが期待できる、期待できるというよりも、県の方で判定したら確実にオーケーと考えていいわけですか。国は出せないということにならないと考えていいわけですね、結論としたら。

事務局

これにつきましては、当然、事業費増額のときに国の方にもこのように増額になりますということで承諾を得ておりますので、国が出さないということはありません。

委員

えっ、もう既に承諾を得ておられるんですか、この内容について、国の方から。それを知りたいんですが、じゃあ、この審査会というのは.....。

事務局

これにつきましては、増額するときに、国と協議して、国の方で承認をいただいているということになります。

委員

国の承認があるのを、今、県において判定していると考えたらいいわけですか、ここの場で。この審査会というのは、国が裁断してしまった結果について判断しているわけですか。そう考えていいわけですね。

事務局

国の方については、当然国からたくさん補助金をもらうわけですから、協議が入っているということと、今から評価をいただいて、果たしてこの事業を進めるのか、もしくはやめるのかと判断していただくわけですが、これについては、別のものだと考えております。

委員

はっきりしてください。一番心配しているのは、ここでオーケーを出してゴーと言っても、国から出ない、出ないとなったら、県の方なり県民がカバーしなきゃいけないんじゃないかということをお尋ねしたいんですよ。ちょっと、非常にお言葉がね、たくさんあるんですけども、核心を外れる部分があるので、申しわけないんですけども、そのところをはっきりしていただきたいんです。つまり、意味のない議論を私たちはしているのかもしれないわけですよ。既に決まっていることに、後追いで、もう国の方はオーケーを出してゴーと言っている事業に関して、私たちはこんなところで議論しなくちゃならないわけですか。そのところを、お答えいただけますか。

事務局

補助率はこういうことでございますので、評価を受けて、結果が出たら、その時点で、要はこの補助割合でもって、事業の増額分についてもいけるように国に要望し、そのとおりにいけるように持っていくということございまして、事前に……

委員

いけるようにということ……。

会長

この問題は、次回、はっきりしたご返答をいただいた方がいいと思います。

委員

ちょっとわけがわからないです、今のお答えであれば。趣旨、伝わってますか。私たちが議論しているのは、もう既に決まっていることをやっているじゃなくて、これから決めることだけれども、いってみれば、100万円で家を建てるつもりでやったのが実は200万円になった、200万円になるけれども、それでいいねと言われたときに、お金を出す人が200万円でいいと言って出してくれるか、

200万円は出せないとなったときに、だれがプラス 100万円をカバーするかという問題について、仕組みをお尋ねしているわけですよ。こうなってほしいとか、そうなるであろうということじゃなくて、こうなることもあり得るということも含めたきちんとしたお話をしていただきたい。

事務局

この審査会でこの林道を進めることをご了承いただきましたら、この事業費に対して、国からすべて補助金はおりてきます。

委員

今、おりるように努力するというお言葉があったわけですが、そのところが一番心配なわけです。国の仕組みは今、どんどん変わってますから、そのところが知りたいわけですよ。

事務局

国の負担割合というのは規則等で定められたものですから、事業費が増額するとか減額することによって、この負担割合が変わるものではありません。

委員

ということは、今回98億円プラスになって、その国の負担部分に関しては、特に問題なく、すっと出るという認識でおられるというふうに考えたらいいわけですね、県の方は。

会長

これは林道だけの問題ではなくて、ほかの補助事業全部に関連しますので、その辺を一遍整理していただいて、次回にお答えいただいた方がいいかと思えます。林道の場合はそうであっても、街路の場合は話が違うとなると、またややこしくなりますので、一遍整理していただいた方がいいと思えます。

委員

今の質問にも関連があるんですが、例えば池ノ尾線でしたら、5年前の段階での22億が52億に30億もふえているわけです。それについて、30億の中身で何か典型的な例を出して、そのために、県は例えば工事費をもう少し合理的に削減する努力とか、これは入札制でやっておられると思うので、何十億単位のお金ですから一般県民にはぴんと来ないんですが、そういう少しでも歳出を抑制するような努力を。これはもちろん林道だけではないわけですが、例えば林道のど

の事業でもいいですから、そういうものがあれば、またお示し願いたいと思うんです。余りにも倍増で、5年後の再々評価のときに、さっき会長が言われたように100億にならないかと。やはり税を使うことに対する感覚ですね、私はもう少し敏感になってもいいんじゃないかと考えます。

会 長

まだいろいろご質問もあるかと思えます。次の武庫川関係も含めまして、いつものとおり、この会が終わりましてから、また休憩時間でも結構ですし、あるいはファクスなり電話で、事務局の方へこれこれについてもう一回聞きたいというキャッチボールのボールを投げかける機会はまだ2～3度ございますし、昼からご予定のある先生もいらっしゃいますので、一応ここで打ち切って、武庫川関係に移りたいと思います。せっかく議論がわーっとなってきたところで水を差すようでございますが、ある意味では水を差さないとぐあい悪いところもございまして、済みませんが、武庫川関係についてご説明をお願いいたします。

6) 案件番号38 ダム事業 武庫川ダム

7) 案件番号50 河川事業 武庫川下流工区

8) 案件番号51 河川事業 武庫川上流武庫川工区

委 員

この事業、ダムの是非等も含めて調査だけは継続するというので、私はぜひとも継続していただきたいと思うんですが、今度設置される流域委員会と当公共事業等審査会との関係はどのように位置づけていらっしゃるか。国の方では一応決めているみたいですが、県の方ではどういう形でおやりになるのか、少し教えていただきたいと思えます。

会 長

これは、事務局の方でお答えいただいた方がいいかもしれません。

事務局

まだ準備会のままなんですけど、武庫川委員会ができて、結果というのは住民の参加もあった中でやられるものですから、その辺をどうするかというのは、まだはっきりとは……。

事務局

今ご質問の公共事業等審査会と予定しております武庫川委員会との関係でございますが、前回、早口でしゃべったものですから、お聞き取りいただけなかったかと思えますけれども、武庫川委員会では河川整備の基本方針と河川整備計画を議論していただいて、それを参考とさせていただくということを申しております。河川整備計画が策定されますと、ここで議論していただいております公共事業等審査会で審査していただいたものとみなすことになっておりますので、整備計画策定イコール皆さんの合意を得たという状況になるかと思えます。

委員

最初にご説明くださいました武庫川の継続事業について質問させていただきます。前段で非常に丁寧に河川事業について解説いただいたので、細かいことも理解できたんですが、それでも、なおわからないことが幾つかございます。

まず、数値ですが、総事業費につきまして、河整24 - 1、25 - 1の調書のところに、再評価時点から現計画まで、84億円プラス、10億円プラスとなっています。調書を拝見しても、その理由のご説明がなかったので、それを教えていただきたいと思えます。

事務局

両方の工区とも事業費がふえております。それぞれ簡単に理由を述べさせていただきますと、武庫川の下流工区につきましては、基本的には、阪急神戸線の武庫川橋梁架けかえに要する費用そのものが増額になりました。これはなぜ最初から見込んでおかなかったのかということになりますが、実は、当初、我々全体計画をつくり出すときに、この橋梁は架けかえが必要である、あるいは、この橋梁については将来の河床掘削に備えて、専門用語で根固めといいまして、河床掘削することによって基礎が浮いてしまいますので、それを単なる補強だけで対応できる、そういった区別をして事業に着手するわけでございます。阪急橋梁につきましては、当初、補強工事だけの予算を見ておりましたけれども、その後、精査する中で、やはりこれは架けかえが必要であるということになりまして、相当分の事業費が増加しております。

それから、上流工区につきましても、当初の全体予算を算定した時期が昭和46年度でありまして、当時の物価水準、その後の用地買収に要する費用、あるい

はまた、実はこの武庫川は昭和46年の設計でございますので、そのころはまだコンクリートブロックでただ単に固めていくという、ある意味では非常に経済的な工法をとっておりましたけれども、その後、先ほど示しましたように環境に配慮した護岸が必要であるということで、緑化可能なブロックであるとか、木製品を使うとか、そういった多自然型の工法を取り入れた、そういったもろもろの事情でもってふえております。

委員

もう一つ、ダムの方のことで、進め方についてはそういうことかなということですが、ついでに教えていただきたいのは、昨今、若干話題になっているダムの寿命です。土砂が蓄積される云々について、現時点でのご認識を教えてくださいと、さきに建設されている青野ダムというのがあるわけですが、そちらの方の土砂の堆積状況についてのご理解を、データがございましたら。

私も新聞で見ている範囲だけのことで、きちんとした専門知識があるわけではないんですけれども、ダムの寿命について時々刻々認識が変化しているようでありまして、別のことで、コンクリートの寿命が昔は100年と言われたのが今は50年で考えなきゃいけないということもあるわけです。コンクリート建造物であるということもございますので、そのあたりの現時点の計画での認識と、平成5年時点から10年経過して、この間の理解の変遷は恐らく甚だしいものがあるんじゃないかと思うんですが、ダムの寿命に関してのご理解というか、現時点の県における認識について、教えていただければと思います。

事務局

最初の質問で、ダムの寿命でございますが、何をもちって寿命と考えるかというのは我々河川管理者にとっていろいろありまして、一番基本となるのは、例えばそのダムをつくっている材料であるコンクリートがどうなるかといった問題。それからもう一つは、当然堆砂という現象が起きますから、堆砂が進行することによって貯水池の容量がなくなっていくことでダムの機能が損なわれてしまうこと。何点かそういったとらまえ方があると思います。

今、ダムの設計をします場合、コンクリートの寿命をいつとするかと申しますと、通常、我々は100年ぐらいと思っておりますけれども、先ほどおっしゃったようにもちろん、近年のいろいろな現象を見ていると、あちこちでコンクリ

ートの劣化があります。ただ、ダムコンクリートに関しましては、非常に品質管理された中でマスコンクリートとしてつくっていきますので、当然表面等が経年劣化等をするにはあっても、ダムの安定を左右するようなことにはならない。ということになりますと、相当の年数はもつであろうと思います。具体的な何年という決められたものがあるかは、私はここでわかりませんが、そういった印象を持っております。

それから、ダムの堆砂につきましては、日本全国、地域によって地形、地質等、あるいは流域の植生によってすべて違いがございます。中部地方のような地形の厳しいところでは、堆砂がどんどん進んでおりますし、一方、近畿地方のようにある程度平準化された山地におきましては、進行が遅くなっておりまして、計画は我々、100年分の堆砂容量を確保するという事でダムの容量を決定しております。例えば、1年間1km²あたり何m³出てくるから、それらの100年分の容量を見込むとしておりまして、既に県内でも15のダムを管理しておりますが、堆砂の進行につきましては計画見込みの半分程度にはおさまっております。そういった意味では、堆砂に関して、ダムの寿命を左右することはまずなかろうと現在は思っております。

委員

印象という形のお言葉ではなく、こういう場で公開するのにも少しさわりがなければ、設計上、コンクリートの寿命をどのように理解されているかという、お答えくださっている方の印象ではなく、設計上の数値をご紹介いただければと思います。堆砂の年限についても、先ほど来一般論の話をよくされているんですが、一般論でしたらいろんな話ができると思うんですが、けれども、特定対象を明瞭にしての議論ですので、武庫川ダムの設計での現時点の数値を教えてくださいたいと思います。

事務局

今、我々、技術的に、物理的な意味での耐用年数というのではなしに、例えばB/Cを出す場合の耐用年数を設けておりまして、それは80年で積算しております。

会長

幾つかの事業につきまして説明を省略したものがございます。それから、特

に河川関係について、次へ回すかどうかもめていたものがありますが、先に残っているものだけ説明をしていただいて、それから知事から審査依頼がありました尼崎駅南の再開発事業の説明を受けたいと思います。

ただいま、残る河川事業、ダム事業についての説明がございましたが、今日の午前中も含めまして、今までと同様、何々事業のこういうところについてもっと詳しい説明が欲しいとか、あそこはよくわからなかったということがございましたら、事務局の方に連絡をいただいたらと思います。

事務局

先ほどの先生のご質問に対しまして、的確な数値でお答えしていなかった分がございますので、補足させていただきます。青野ダムにつきましては、昭和63年にでき上がって14～15年たっておりますが、堆砂状況は、もともと設計では100万 m^3 という容量を確保しておりまして、14年経過しましたところで7万 m^3 の堆砂をしております。これを計画に対する率にしますと51%で、先ほど大体県内の計画に対しての堆砂率が50%と申しましたが、その平均に当たっておりますので、つけ加えさせていただきます。

(4) 議案 - 3 新規事業評価に係る審議案件(再開発事業)の説明、
質疑

1) 案件番号1 市街地再開発事業 阪神尼崎駅南地区

会 長

何かご質問はございますでしょうか。

委 員

いろいろ丁寧にご説明があったんですが、わからないことがいっぱいなので、的外れなことをお尋ねするかと思いますが、まず、住宅が上部に設置される計画であるということが再開発 - 7 ページのところにあります。トレンドを反映して高層住宅であるわけですが、この高層住宅部分は、分譲住宅なのか、まさか全部、市営住宅、県営住宅なのか、一体どういう住宅なのか。住宅ディベロッパーという言葉がございますので、恐らくそういうところが関与する分譲かなと思います

が、この点のご説明をいただきたいと思います。

それに関して、一つ気になりますのは、JR尼崎駅周辺にも同様の超高層住宅群があるわけですが、その地域との競合。もちろん、非常に便利なところで、他府県からも含めての流入人口があるという想定だと思っただけでも、地価もご存じのように、今、急激にというか、下げどまりかもしれませんが、減少しています。そのあたりから、事業が果たして予定どおりにいくかどうかについてもう少し踏み込んだ、現時点でわかっている範囲で結構ですので、解説をいただきたい。

住宅ディベロッパーがどんな会社か、差しさわりがなければ、もしわかっていけば教えていただきたいと思います。つまり、高層部分の住宅分譲に関してのことを教えていただきたいということです。

2点目は、さきに参考資料の方で丁寧に補助制度についてご説明くださったわけですが、ここにある組合というものにいかなる方たちが加入されているのか。地権者の方たちであるとか、もしかしたらディベロッパーの方がお入りになっているのか、あるいはまた市自体なのか、よくわかりませんので、それも現時点でもしおわかりでしたら、教えていただきたいと思います。

事務局

まず1点目の高層住宅ですが、これは民間の、不動産会社が参加組合員で入ることを表明しております。事業でいいますと保留床と呼んでいるものですが、この部分を民間会社を取得して、自分が分譲していくことになりますから、民間の分譲住宅ができ上がるとお考えいただいたら結構かと思います。

それと、事業の見通しでございますが、(OHPにて)これは図面がちょっと切れていますが、今回お諮りしています地区が阪神尼崎駅の南側にあります。その反対側といいますか、北東側のブロックに、 と書いていますが、これは民間の高層分譲住宅でございます。それから、 と書いていますのは、震災復興に関連いたしまして、市施行の再開発事業で建てられた住宅でございます。それぞれ平米当たりの分譲価格を記載させていただいておりますが、今回の部分につきましては、販売費を入れまして平米当たり40万円ぐらいの金額で分譲できるのではないかという見通しで事業を進めております。他の参考事例で、ほぼ同等の金額のものがこの1～2年の間に完売をしていることもございまして、駅前

という立地条件から考えますと、この分譲住宅については事業の採算性はまず間違いないであろうという見込みを立てているところでございます。

次に、組合員でございますが、この計画地区内の土地所有者と、借地権を有している方が組合の構成員となります。さらに、参加組合員ということをも不動産会社が表明していると申し上げましたが、それ以外にも、この事業に参画していくと表明して協定等が結ばれたものにつきましては参画することができることになっております。基本的には、組合の構成員は、その区域内の土地所有者と借地権を有する者となります。

委員

そうなりますと、おっしゃるような高層住宅を建てる経費については、ディベロッパーさんはお出しにならないでこの事業に参画なさると理解するのか。下の基礎部分をこういう公共事業として行って、上に建てる塔屋のような部分に関して、ディベロッパーさんがご自身で投資なさっておやりになるのか。あるいは、組合の約55億円のところに一定比率のお金をディベロッパーさんがお出しになるのか。そのところをちょっと教えていただきたいんです。

事務局

先ほどの棒グラフで申し上げましたら、国、県、市は、先ほど申し上げましたように、設計費とか土地の整備費、あるいは共同施設の部分を補助の対象にしておりまして、残っている組合分、この場合でしたら55億円強が組合になっておりますが、参加組合員はこの組合の負担分に対して金額を支払う。具体には、自分の取得しようとする分ですね、保留床を一たん自分が取得して、それをまた分譲することになります。組合の負担の部分に参加組合の費用が入るとお考えいただいたら一番わかりやすいかと思えます。

委員

そうしましたら、55億円のいかほどかというのは差しさわりがあると思うんですが、結局、一定部分をディベロッパーさんがご負担なさると理解したらいいわけですか。

事務局

はい、そうです。

委員

それは、負担率というのは公表しにくいものなんですか。55億円のいかほど、ディベロッパーさんをご負担なさるかということは、公表できないことですか、おわかりになることですか。

事務局

もう少し事業を詰めていかれますと建物の価格がはっきりしてまいりますので、その段階で総額は確定すると思います。

委員

一般的には。

事務局

一般的には、この6階から上の住宅に当たる部分がディベロッパーの負担になります。ちょっとそこまで細かくは出しておりませんし、我々も聞き取ってはおりませんが。

委員

確定でなくても、例えば55億円の半分ぐらいがそうだとか、10分の1ぐらいがそうだとかというぐらいは、おわかりになるわけですね。

事務局

単純に考えるとしたら、床面積比率で考えるしかないんですけども、ちょっと待っていただけますか。

後でまた整理させていただきたいと思いますが、全体の床面積が3万1,000㎡で、そのうちの高層住宅部分が約1万強となっておりますので、大ざっぱに言えば3分の1ぐらいかと。非常にアバウトな数字ですので、目安という形でご理解いただきたいと思います。

会長

きっちりした数字はまた別にしまして、大体3分の1ぐらいということです。

委員

メディカルモールを誘致なさって、上に高齢者向けの住居をつくられるというのは、これからの時代に適した非常にいいアイデアだなと思うんですが、調書の隣の地図の下の今までの経緯が書いてあるところを見せていただきますと、このメディカルモールは医療法人が事業参加と書いてあります。これは、一つの大きな病院が入ると解釈してよろしいのでしょうか。

事務局

メディカルモール全体の運営に当たってこの医療法人が当たられるということで、個々の診療科目等はまだ具体には決まっていないと聞いておりますが、そこに入っていただく方については、この医療法人が逆に募集される形になるだろうと、我々は今のところ理解しております。ただ、この内容につきましては、今後さらに詰めていくということで、今、ここの運営に参画していいという医療法人が出現している状況であるということは、市を通しまして聞いております。

委員

今までの駅前に大きな建物を建てて、デパートを誘致したり、商店街を誘致したりという発想が、商店ではなく医療機関になったと私は思っているんですが、既成の医療法人が単独で入られるのであれば、経営的にも何ら後で支障はないと思います。しかし、個々人が入られて新たに形成されるとなると、結局、今までの商店で犯してきた、経営が立ち行かなくなると、そこが空洞化してしまうような過ちの二の舞にならないかなということを懸念するんですが、そのあたりも既に検討はされているのでしょうか。

事務局

細部については、我々も聞き取りはできていないんですが、運営そのものについては、医療法人が当たられて、後、もし何らかの形で出ていかれることがあれば、次の補充をされるという形で進むというふうに我々も考えております。私どもも直接、メディカルモールがどのように運営されていかれるのかというところまでは聞いておりませんが。

会長

この地図を見ますと、あちこちに十文字がかいてあります。駅前にたくさんの医院があるんですが、これとの調整も本当は必要だろうと思います。

今、平米40万円ぐらいということでしたが、高齢者住宅も同じぐらいの値段になりそうですか。

事務局

高齢者の方は、賃貸住宅での経営を考えております。これはまだ確定しておりませんが、別途、住宅施策として、それに対する補助の制度等もございますので、その活用も考えたいというのが準備組合の考え方でございます。

それと、確かに横の方に医療機関がたくさんございます。パブリックコメントの段階ではそこから意見が出ておりますので、今後、その辺の調整も必要になってくるかと考えております。

会 長

ほかにございませんか。今、お話もございましたが、よそでは幾つか、ディベロッパーが手を引いたとか、動いてくれるはずだったのが、その本社ごとつぶれてしまったという例が県下でもあるようでございます。お聞きしているディベロッパーはかなりの大手でございますので、大丈夫だろうと思いますが。

委 員

あちらこちらで進んでいるうちタワーでという事業だと思っておりますが、今はそういう形はニーズもあるといっても、果たしてこれが……というところがちょっとあって、これは本当にどうなるか教えていただきたいんです。安心・安全という言葉がありますが、先般もニューヨークで大停電がありまして、そういう停電とか、あらゆる点においての防災のバックアップです。次々とああいう新しい事態がわかってきておりますので、その辺のところ、特にここでご配慮されていることがあれば教えていただきたい。それと、従前の当該周辺地区で開発されているビルというか再開発と同じコンセプトでやっても、特段ここだからこうしているというところ、屋上庭園という確かに目新しいかなと思う部分もあるわけですが、そのあたりのところについて、安心・安全という言葉がございましたし、下の方が高齢者住宅になるということもありますので、バリアフリーも含めて教えていただきたいと思います。

事務局

特にここだからというこのビルで特別なものは、今のところ、安全・安心という面からは我々も聞いておりません。建物そのものは、今後、準備組合、あるいは参画されるディベロッパー等がもう少し詳細に事業内容を詰めていかれる中で決まっていくことになろうかと思いますが、バリアフリー等は当然考えていきたいということは市を通して聞いております。ただ、安全性をどのように高めていくかという点については、特に今のところは聞いておりません。

安心・安全というキー言葉を使わせていただきましたのは、現状の土地利用からいって非常に不安といいますか、防災上問題があるから、これによって解消

できると、我々はまずそこに価値を見つけております。

委 員

高齢者の方が住まわれる4階と5階は、市営住宅か、県営住宅か、そういうのは……。

事務局

民間の方が経営される住宅に対しまして、県の施策で高齢者向け優良賃貸住宅の制度があります。

委 員

家賃についてきちんと配慮されて、採算をとらなきゃいけないでしょうけれども、家賃のことを慎重に考えられないといけないなと、心配になったものから。

事務局

今、この制度を使われようとされる方については、建設費と家賃補助を県の施策として提供するものがありますので、配慮された住宅が供給できるであろうと思っております。

会 長

ほかにございませんか。

最後に一つ、なぜ、これが今まで出されずに、今日になったか。

事務局

申しわけございません。先ほど申し上げましたように、簡単に言えば、権利者の方が民間の事業でやられるわけですので、事業の採算性が非常に大事になってまいります。そういったことで、参画していただける保留床の用途を何にして、だれに入ってもらおうのかというあたりの検討を昨年度はずっと続けてこられまして、一つは上の高層住宅についてはディベロッパーとして不動産会社が入られる、そしてメディカルモールとした場合に医療法人も手がけてくれるところが出てきた。そういったことがございまして、権利者の方、準備組合の方も、これでいけると踏まれたのが先ほど言いました6月ぐらいの時点でございます。そこで、市の方もそれを受けとめて、市としても必要な事業として都市計画に位置づけようという動きが出てまいりまして、できれば16年度から事業をやりたいということでございましたので、この時期、あえて追加でご審議をお願いした次第でござ

います。

会 長

2つございまして、一つは、その点是不確実性が少なくなっている、ディベロッパーも決まっているし、医療法人も決まっているということです。

もう一つは、都市計画との関連があるんですね。本来をいいますと、ここでオーケーを出して初めて市なり県の都計にかかるというのが、並行審議にならざるを得ないだろう。そうすると、これに対しては問題ないとは思いますが、ここではノーと言って都市計画がイエスと言ったらどうなるかという問題がございまして、それが気になったので。

事務局

前回、区画整理のときに申し上げたかも知れませんが、都市計画の方では、この位置にこういった事業をあて込むといえますか、都市計画上妥当かどうかの判断をなさるわけです。この審査会では、私どもの考えとしましては、その事業に対して県が補助する必要性があるのかないのかをご判断いただくものだと考えておりました、もしここで、ないと思っておりますけれども、そこまで県が補助しなくていいんじゃないかというご意見があったとしても、事業そのものは、都市計画決定されれば進んでいくんだろうとは考えております。

会 長

その辺はやはり大事でして、補助を出すなど言ったら、向こうはとても資金ぐりができませんし、話がもとに戻ってしまうことになりますので、気にしていたのはそういうことです。

委 員

さっきの話でも出たんですが、この後、やっぱりお金が足りないので倍になると言ってきた場合、県は出さなくちゃならないんでしょうか。すごく素朴な疑問なんです。こうやって結構審議時間を短くぎりぎりに出してこられて、話が決まったので先に進めてくださいよ、じゃ、しょうがないからオーケー、そして進めて、途中経過で、やっぱりお金が足りないから出してねという、そういうことをやっていいのかなという気がします。これがそうなるというわけじゃないですよ。そのようになるということはないと思っておりますけれども、逆に言えば、さっき言われたようにディベロッパーさんがいいかげんなことで手を引いて

くださらないようにとか、メディカル法人の方に関して、経済状況で倒産するよりやめさせてもらいますというのをとめられないこともあります。違う要素もあると思うんですが、それについて、約束はできないと思いますけれども、どうなるんですかということです。一般論で結構なんです。

事務局

再開発事業の場合、補助の対象となります経費が、先ほど参考資料の方で説明しましたように、計画作成費とか土地の整備費、共同施設の部分でありますので、建物の設計内容によって大きく変動する分は割に少ないと我々は考えております。ただ、若干、例えば建物を除却するときに予想ができていなかった障害物があって費用がかかることはあるかも知れませんが、ご心配いただいておりますような大きく変動する要素は、この中では少ないと考えております。

それと、もし参加組合員の方で違う形になったといった場合の最終的なリスクの負担は、権利者、組合員の方が負う制度になっておりますので、あくまで県として補助いたしますのは、参考資料の2の で書いております経費に対してのみになります。

会長

私の理解では、この事業に対して補助金を出すわけで、この事業が成り立たないとなったら、もしそれまでに幾らかでも払っておれば、当然返せということになってくると思います。そんな例があったかどうか知りませんが、普通の場合は、当然そうなると思います。

委員

会長さんの話のように、返していただけるならというところもありますし、ずっと連続して審議させていただいておりますと、先ほどのような莫大な金額の審議をした後には、人間の錯覚で、何でもない金額に見えてしまうんですね。それも戦略かと、ちょっとうがって見たくなるぐらいの。これは個人的コメントですが。

まあいろんな事情があるとは思いますが、それにつけても、ここで通ったらそれでいいじゃなくて、先ほども出ましたように、事後評価の仕組みを早急に整備いただけたらと思います。100億だから厳しく、7億だからまあいいか、7,000万だからもっといいかということではないと思います。後でその事

業がどうだったかということに関して、場合によったら返してくださいよというぐらいの気持ちでしていただかないと、審議して、ある種、ゴーというか、オーケーということに対する判断をさせていただいているわけですので、その後どうなるかを県民として見ていて、えっ、というようなことになったときに、もう済んだことだから仕方がないということだけはしてほしくないんです。だから、前も申しあげましたけれども、そういう事後評価とか事後追跡データをぜひご整備いただきたいと思います。

会 長

事後評価に関しては、今までたしか知事あての返事のところで取り上げたことがございますけれども、この審査会自身の問題でもありますので、またご議論いただいて、再開発事業だけではなくて、ダム事業や河川事業に関しましても、公共事業の事後評価はこうあるべきだという形で知事の方に上げたいと思います。ご意見をよろしく願います。

委 員

これは一般論なんです、この場合は市街地再開発事業で、組合の方が5割ちょっと持つということです。評価視点をずっと読んでいますと、最終的に優先性というところがありますが、これからますます分権社会になってくると、もっといえば三位一体の改革がどこまで進むかわかりませんが、そうなるとう公共事業に対する受益と負担がもう少し見えやすくなる。最初に組合施行の市街地再開発事業の補助制度についてご説明いただいたんですが、利益と負担が一般の県民には見えにくい。もちろん、当該地区についてははっきりわかることですし、こういう評価視点でいいと思います。しかし、こういうことを書き込むのは無理かもしれませんが、一般兵庫県民に対してどういう受益があるのか、これは非常に大事なことじゃないかと私はいつも思っているんです。

だから、いろんな税の使い方があって、公共事業もいろいろありますけれども、この時点で急いでこの場所に予算をつけるんだという場合に、たとえ補助事業であっても、県民に対して、説明の一般化というか、そういうことが必要であるのかなのか。私自身にもはっきりとした考えはないんですけれども、これからだんだん受益と負担の関係が明確化されていくと、公共事業に対する県民の目も違ってくると思うんです。そういう意味で、一般県民に対する何かお考えかご

ございましたら、承りたいと思います。

事務局

確かに、先生がおっしゃいましたことを議論していく必要がこれからますます出てくるだろうと思っております。

再開発事業は、大きく分けて2種類ございまして、例えば、駅前広場を整備するために、現在使われている土地全体を改善しなければならないという、どちらかというところ公共施設を整備することが主目的の再開発事業、これが今までは多かった事業でございます。

もう一つは、今回お諮りさせていただいておりますような、過去の土地利用の形成からいって非常に不健全なといいますか、危険性を持った状態に置かれている地区を権利者の方が自分たちの努力で改善していこうとしている、それに対して自主的な活動を補助するという意味で県あるいは地元市町が補助していくものが、2つ目のタイプの再開発事業でございます。今後はこういったタイプがふえてくるだろうと考えております。

そのときに、どこまで税金で補助すべきなのかといった議論があろうかと思っておりますが、現在のところ、国の方の先ほど言いました間接的な、補助する公共団体に対して国が補助しますよという制度がございますので、その枠をいっぱい使って今のところはさせていただいているという状況でございます。

ただ、これが先ほど出ました三位一体で、補助金制度のあり方そのものの議論が根底から変わってくるようなことがありましたら、それに従った議論を踏まえながらの状況も生まれてくるのではないかと考えておりますが、我々としては、方針の5番目に書かせていただきましたように、今のところは、権利者みずからが改善していく、それが周りに対する環境の向上につながるものについては、県としても一部補助していこうという考えでおります。

委員

今のお答えを聞いていて、整備方針の5番目の住民による自主的なまちづくりの支援という意味で、先ほど出ていた事後評価にもかかわってくるんですが、私もこの審査会に参加させていただいて、まちづくりは一番目に見えやすいので、例えば以前に上がりました新幹線の相生駅前の再開発ですとか、それから明石駅にもありますね、アスパアか何か県が補助を出しておられるといった、ああいう

ものが今どうなっているか、そして自主的なまちづくりの支援が成功したのかということについて、評価というよりも、新しい案件が上がってくるときに、前回ここに上がってきて検討したものは、途中経過ではあるけれども今はこれこれの成果を上げているといったものをつけていただいた方が、判断の材料にしやすいんじゃないかと思うんです。

それを言いますと、地域地域の特性があるから、一概に評価の土台にはできないというご意見もあるかとは思いますが、私は、今の受益者と負担者のことでいいますと、例えば新幹線の相生駅前というのは、県民以外の目にも触れるところで、あそこがうまく整備されることは県外に対する非常なアピールにもなるので、県民への直接の受益はなくても、間接的な受益には非常につながると思います。そういう目に見える受益を評価の材料にさせていただくという点で、少なくともこの会議に上がった分はつけていただいたらいいんじゃないかと思うんです。

事務局

事業が進んで、今のところ、ここまでできましたとか、建物、ビルがここまで完成しましたということでもよろしいでしょうか。B / Cをはじくときと同じような項目を立ててと考えると、何を基準にしているのか、今、皆目想像がつかない状況でございますので。

委員

そのB / Cの件なんですが、私なんかは数値がよくわからなかったものですから、実際、明石のアスピアなんかに行きますと、ここで一応我々も検討させていただいているので気がかりになって、どうなったか後々ウォッチャーとして見るという義務も委員には課せられているような気がしまして、それを見ると、空き店舗が多いなとかということがじかにわかってきますので、B / Cの数字よりも、今、あそこはまちづくりしたけれども進行していないとか、地元の方々の自主的な行動に役立たなかったというのが形で見えているのであれば、ご報告をその都度お願いしたいと思うんです。

会長

これは市街地再開発に限りません。ほかの例えば林道でも、ここの林道をこのように改修したために地元で非常に喜ばれているとか。そういう例ばかり挙げ

て、逆に失敗して嫌われている話はせんとうとなつたらぐあい悪いですが、そういうものを説明のときにちょっとつけ加えていただけたらいいんじゃないかと思います。

ほかに。ほかにいろいろあるかもしれませんが、時間がかかりました。本日の審議会はこれで終わりたいと思いますが、何遍も申しておりますように、お気づきの点は、また事務局の方にご連絡いただきたいと思います。今日は、大分積み残しで、次へ持ち込んだものがございますが、次回以降につきまして、事務局の方から予定を報告いただきたいと思います。

事務局

どうもご苦労さまでございました。

最後に、事務連絡を申し上げます。次回は、10月20日、月曜日の1時半から、ラッセホールでお願いしたいと思います。

長時間ご審議、どうもありがとうございました。それでは、これもちまして閉会とさせていただきます。

3 閉 会